

コロナ禍で困窮する子育て世帯を支援します

補正
予算額

(一般会計)

229,750千円

財源内訳 国庫支出金 : 229,750千円



伊丹市マスコット たみまる

※事業に必要な予算は、専決処分(5月27日)により措置しました。

補正予算の概要

◆子育て世帯生活支援特別給付金事業(その他世帯分)

【事業費 229,750千円】

- 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、国の制度による子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)を支給します。
- ひとり親世帯については、4月22日から支給を始めています。今回はひとり親世帯以外の世帯(その他世帯)に支給します。

【対象者】

令和4年2月28日までに生まれた児童を養育する主たる生計者のうち、①～③のいずれかに該当し、かつA又はBに該当する者

※ひとり親世帯対象分を除く

- ① 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者
- ② 令和4年3月までに児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額改定の認定を受けた者(国内転入等 除く)
- ③ 平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する主たる生計者等

A 令和3年度分の住民税均等割が非課税である者

B 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた主たる生計者が家計が急変し、「A」と同様の事情にあると認められる者

【支給額】

対象児童1人当たり 50,000円

(例)子ども2人の場合
5万円×2人 = 10万円

【申請及び支給】

- ・① かつA 申請不要で7月上旬以降に支給予定
(児童手当を受けている公務員を除く)
- ・上記以外 7月より申請を受付、8月以降に支給予定

<財源内訳>

(単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳		
		国・県支出金	地方債	その他・一般財源
子育て世帯生活支援特別給付金事業	229,750	229,750	0	0